

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上郡町長 梅田修作

市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)
地域名 (地域内農業集落名)	鍋倉地区 (鍋倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内農地で山林原野化している農地が多数存在する。
基盤整備も完了しておらず、営農の継続が困難な農地が多い。山上集落での山林化した農地の活用や農用地からの除外などが必要となっている。
耕作可能な農地が少なく、プランの作成が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作可能な農地少なく、未整備農地であり土地改良事業の予定もない。よって、現状では守るべき農地とは考えられない。
今後、担い手となる者がある場合は、その時点で計画について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	今後検討 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状では、将来的に農業上の利用が見込まれる農地がない。
担い手が現れるなど情勢が変われば、その時点で検討する。(よって、地図で区域を定めない。)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2) 農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産に必要な不可欠な水利を維持する設備等の老朽化が起きている。 後継者未定の農家がほとんどであり、現状では検討しない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

必要に応じて項目を今後検討